

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律

第一条 この法律は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）その他の国税関係法律の特例を定めるものとする。

第二条 この法律において「新型コロナウイルス感染症」とは、病原体がベータコロナウイルスマウントのコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。

第三条 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和二年二月一日以後に納税者の事業につき相当な収入の減少があつたことその他これに類する事実がある場合には、当該事実がある場合は、国税通則法第四十六条第一項に規定する震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する灾害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合に該当するものとみなして、同項の規定その他納稅の猶予に関する法令の規定を適用することができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例）

第五条 個人が、指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小（第三項及び第四項において「中止等」という。）により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利（次項、第三項及び第五項において「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄を令和二年二月一日から令和三年十二月三十一日までの期間（次項、第三項及び第五項において「指定期間」という。）内にした場合（当該放棄をした年分の所得税につき第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、放棄払戻請求権相当額については、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条（同法第一百六十五条规定第一項の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定を適用することができる。この場合において、同法第七十八条第一項中「支出した場合」とあるのは「支出した場合又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第一項（指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例）に規定する入場料金等払戻請求権の全部若しくは一部の放棄をした場合」と、同項第一号中「の額」とあるのは「の額及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第五条第二項に規定する放棄払戻請求権相当額」と、同条第四項中「控除は」とあるのは「控除（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第五条第一項の規定による控除を含む。）は」とする。

前項に規定する放棄払戻請求権相当額とは、個人がその年の指定期間内において同項の放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金の額及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額並びにその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合

3 計額（当該合計額が二十万円を超える場合に
は、二十万円）をいう。

一条の十八の三までの規定との調整、第三項の規定の適用がある場合における同項の規定と同法第四十一条の十八又は第四十一条の十八の二の規定との調整その他第一項又は第三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る既存住宅の取得後の居住の用に供す

時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条及び第十三条の二の規定を適用する。

租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等で特例取得に該当するもの若しくは同条第十項に規定する認定住宅等の新築等で特例取得に該当するものをした個人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項に規定する住宅の新築取得等で特例取得に該当するものをした

4 第一項及び前項に規定する指定行事とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により中止等となつた文化芸術又はスポーツに関する行事のうち、不特定かつ多数の者から入場料金、参加料金その他の対価の支払を受けて、当該対価の支払をした者に見せ、聽かせ、又は参加させる行事であつて、政令で定めるものをいう。

5 第三項に規定する特定放棄払請求権相当額とは、個人がその年の指定期間において同項の放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の額に相当する金額（所得稅法第七十八条第一項の規定の適用を受ける金額並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額及び同法第四十二条の十八の三第一項に規定する税額控除対象寄附金の額並びにその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が二十万円を超える場合は、二十万円）をいう。

6 第二項又は前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における同項の規定と租税特別措置法第四十一条の十八から第四十五

したとき（当該既存住宅を当該特定増改築等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る）は、租税特別措置法第四十一条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同項中「これらの家屋をその新築の日若しくはその取得の日又はその増改築等の日」とあるのは「その既存住宅をその取得に係る新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条第二項に規定する特定増改築等の日」と、二千五百万円」とあるのは「三千五百万円」と、同法第四十一条の二の二第二項中「二千万円（居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第十八項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、一千五百万円）」とあるのは「三千五百万円」として、同法第四十一条から第四十一条の二の二までの規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨

る住宅借入金等特別税額控除額については、同項中「これらの家屋をその新築の日若しくはその取得の日又はその増改築等の日」とあるのは「その既存住宅をその取得に係る新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条第三項に規定する耐震改修の日」と、「三千円」とあるのは「三千万円」と、同条第三十三項中「当該取得の日」とあるのは「当該要耐震改修住宅の当該耐震改修の日」と、同法第四十一条の二の第二項中「二千円」(居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第十八項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、二千円」とあるのは「二千円」として、同法第四十一条から第四十一条の二までの規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条及び第十三条の二の規定を適用する。

六
5
千円（居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第十八条項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、千円）」であるのは「三千万円」と、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第三項中「令和二年十二月三十一日」とあるのは「令和三年十二月三十一日」として、租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二までの規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二の規定を適用する。

前項に規定する特例取得とは、租税特別措置法第四十一条第十四項に規定する特別特定取得のうち、当該特別特定取得に係る契約が政令で定める日までに締結されているものをいう。

六 第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同法第四十条の二の規定の適用については、同条第三

務省令で定める手続をし、かつ、当該特例要耐震改修住宅をその者の居住の用に供する日（当該特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取扱いに該当するもの日から六ヶ月以内の日に限る。）までに当該耐震改修（租税特別措置法第41条の十九の二第一項の規定の適用を受けたものと除く。）により当該特例要耐震改修住宅が耐震基準に適合することとなつたことにより財務省令で定めることにより証明がされたときは、当該特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものは第四項に規定する特例既存住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものと、当該特例要耐震改修住宅は同項に規定する特例既存住宅とそれぞれみなして、同項の規定を適用することができる。

5

務省令で定める手続をし、かつ、当該特例要耐震改修住宅をその者の居住の用に供する日（当該特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取扱に該当するものの日から六ヶ月以内の日に限る。）までに当該耐震改修（租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項の規定の適用を受け得るもの除外。）により当該特例要耐震改修住宅が耐震基準に適合することとなつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取扱に該当するものは第四項に規定する特例既存住宅の取得で特例特別特例取扱に該当するものと、当該特例要耐震改修住宅は同項に規定する特例既存住宅とそれぞれみなして、同項の適用を受ける。

たことにより居住の用に供することができなくなつたものに限るものとし、当該特例増改築等で特例特別特例取得に該当するものに係る部分に限る。」は同法第十三条の二第一項に規定する増改築等をした家屋と、当該特例認定住宅は同項に規定する認定住宅等とそれぞれみなして、第一項の規定を適用することができる。ただし、同条第一項に規定する再建特例適用年又は同条第三項に規定する再建特別特定適用年の中、その者のその年分の所得額に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得額が千万円を超える年については、この限りでない。

第六項に規定する特例耐震改修住宅の取得

等が第四十一条第八項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項による規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、「三千万円」と、同条第八項中「令和四年若しくは令和五年」とあるのは「令和五年」とする」とあるのは「とする」と、第六項中「特例要耐震改修住宅の取得で特例特別特例取得に該当するものの日から」とあるのは「耐震改修の日から」として、この条の規定を適用する。

第四項及び第七項に規定する特例増改築等とは、当該個人が所有している家屋に係る旨

Journal of Oral Rehabilitation 2013; 40(12): 933-939

Digitized by srujanika@gmail.com

(当該特例要耐震改修住宅を当該耐震改修の日から六ヶ月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、第一項中「令和四年十二月三十一日までの間に租税特別措置法第四十一条第二項(令和三年一月一日から同年十二月三十一日までの間にあつては、前条第一項又は第三項の規定により適用する場合を含む。)」とあるのは、「同年十二月三十一日までの間に第八項」と「同法」とあるのは、「租税特別措置法」と「令和四年又は令和五年」とあるのは、「令和五年」と、「二千万円」とあるのは、「三千万円」と、同条第三項第二号中「令和三年」とあるのは、「令和四年」と、同項第三号中「令和四年又は令和五年」とあるのは、「又は令和五年」と、「が令和四年又は令和五年」とあるのは、「が令和五年」と、同項第五号中「令和三年」とあるのは、「令和四年」と、「令和四年又は令和五年」とあるのは、「令和五年」と、同条第四項第一号中「令和三年」とあるのは、「令和四年又は令和五年」とあるのは、「令和五年」とある。

二第八項に規定する耐震改修の日」と、同条第十三項中「令和二年十二月三十一日」とあるのは「令和三年十二月三十一日」と、「第十三条の二第一項中「令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、同条第二項第一号中「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同項第四号中「令和四年」とあるのは「令和五年」と、同条第三項」とあるのは「第十三条の二第三項」と、「令和四年十二月三十一日」と、「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」として」とあるのは「令和三年十二月三十一日」として」と、第三項中「及び第四十二条の二の規定」とあるのは「の規定」と、「同法第四十二条の二第三項第二号」とあるのは「同条第三項第二号」と、「から令和四年」とあるのは「から令和三年」と、「と、同法第四十二条の二第二項中「二千万円（居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得

の取得等又は第六項に規定する特例要耐震改修住宅の取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該特例住宅の取得等又は当該特例要耐震改修住宅の取得に係る租税特別措置法第四十一条第五項に規定する課税資産の譲渡等につき同条第十四項に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該特例住宅の取得等又は当該特例要耐震改修住宅の取得のうち当該特例住宅の取得等又は当該特例要耐震改修住宅の取得に係る契約が政令で定める期間内に締結されているものをいう。

8 第六項に規定する特例要耐震改修住宅の取得で特例特別取得に該当するものをし、当該特例要耐震改修住宅の取得で特例特別取得に該当するものをし、当該特例要耐震改修住宅の同項に規定する耐震改修を行うことにつき同項に規定する申請その他財務省会計課で定める手続をし、かつ、当該耐震改修に係る契約を政令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修を実施して当該特例要耐震改修住宅をその取得の日から六ヶ月以内にその者の居住の用に供することができない場合において、当該耐震改修をして当該特例要耐震改修住宅を令和三年十二月三十一日までにその者の居住の用に供したとき

年」と、同条第十二項中「令和三年」とあるのは、「令和四年」と、「令和四年」とあるのは、「令和五年」と、同条第十三項及び第十六項中「令和二年十二月三十一日」とあるのは、「令和四年十二月三十一日」と、「令和四年又は令和五年」とあるのは、「令和五年」と、同条第三十三項中「家屋で耐震基準に適合するもの以外のものとして政令で定めるもの」とあるのは、「家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）で政令で定めるもの」とあるのは、「これらの家屋をその新築の日若しくはその取得の日又はその増改築等の日」とあるのは、「その既存住宅をその取得に係る新型コロナウィルス感染症等の影響に対応するための国税関係法規の臨時特例に関する法律第六条の規定

9
10
は、当該個人が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて行う当該家屋と一緒になつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）で当該工事に要した費用の額（当該工事の費用に關し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるもの）をいう。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合には、当該工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額が百万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものをいう。

令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第十八項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、「大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付」とあるのは、「千万円」とする。
第二項、第三項及び前三項に定めるものほか、第一項又は第四項から第八項までの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。
（大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付）

四 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（大規模法人等以外の連結親法人の連結欠損金の繰戻しによる還付）

第六条 法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人の令和二年二月一日から令和四年一月三十日までの間に終了する各連結事業年度（同法第五十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）において生じた連結欠損金額（同法第一条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。）については、租税特別措置法第六十八条の九十七の規定（当該連結事業年度が令和二年三月三十一日以前に終了した連結事業年度では、所定の所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第五百五条第一項の規定によりなされたもの）における同法第五十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九十八の規定）は、適用しない。

ただし、当該連結親法人が当該各連結事業年度終了の時において前条第一号から第三号までに掲げる法人に該当する場合は、この限りでない。

（法人課税信託の受託者に関する前二条の規定の適用）

第九条 法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託（以下この項において「法人課税信託」という。）の受託者は、各法人課税信託の同法第四条の六第一項に規定する信託資産等及び固定資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、前二条の規定を適用する。

2 法人税法第四条の六第二項、第四条の七（受益者に係る部分を除く。）及び第四条の八の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（消費税の納稅義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例）

て「新型コロナウイルス感染症等の影響」といふう。により令和二年一月一日から政令で定められたまでの間のうち一定の期間に事業としての収入の著しい減少があつた消費税法（昭和六十三年法律第八百八号）第二条第一項第四号に規定する事業者（以下この条において「特例対象事業者」という。）が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、その収入の著しい減少があつた期間内の日を含む課税期間（同法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。以下この条において同じ。）（以下この条において「特定課税期間」という。）以後の課税期間につき同法第九条第四項において、同項の規定の適用を受けることが必要となつた場合において、同項の規定の適用を受けることについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該特例対象事業者は同項の規定による届出書をその適用を受けようとする課税期間の初日の前日（当該課税期間が同項に規定する事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間であつて、かつ、第七項の申請書が当該課税期間の末日の翌日以後に提出された場合には、当該課税期間の末日）に当該税務署長に提出したものとみなして、同条第四項の規定を適用する。

4 消費税法第十二条の二第一項に規定する新設法人又は同法第十二条の三第一項に規定する特定新規設立法人に該当する特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間につき同法第十二条の二第二項（同法第十二条の三第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けないことが必要となつた場合において、同法第十二条の二第二項の規定の適用を受けないことについてその納稅地権を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該特定課税期間以後の課税期間については、同項の規定は、適用しない。

5 特定課税期間の初日以後二年を経過する日の属する課税期間までの課税期間において高額特定資産の仕入れ等を行つた場合（消費税法第十二条の四第一項に規定する高額特定資産の仕入れ等を行つた場合をいう。以下この項において同じ。）に該当することとなつた特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間につき同法第十二条の四第一項の規定の適用を受けないことが必要となつた場合において、同項の規定の適用を受けないことについてその納稅地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該特定課税期間以後の課税期間において、同法第十二条の四第一項に規定する高額特定資産の仕入れ等を行つた場合に該当することにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間に限る。）については、同項の規定は、適用しない。

6 特定課税期間の初日以後二年を経過する日の属する課税期間までの課税期間において消費税法第十二条の四第一項に規定する高額特定資産の仕入れ等を行つた場合（以下この項及び次項第五号において「高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合」という。）に該当することとなつた特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以降に、同法第六項及び第七項の規定は、適用しない。

(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十二条 施行日から住宅の質の向上及び滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十九号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおける第十五条の規定による改正後の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条の二第五項の規定の適用については、同項中「第十一项に規定する認定長期優良住宅(同法第十条第二号イに掲げる住宅に限る。)」とあるのは、「第十条第一号に規定する認定長期優良住宅」とする。

(政令への委任)

第一百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年三月三一日法律第四号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十七条 第十九条の規定による改正後の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(次項において「新規型コロナ特例法」という。)第四条(第一項に係る部分に限る。)の規定は、(次項において「新規型コロナ特例法」という。)第四条(第一項に係る部分に限る。)の規定は、当該令和三年分以後の所得税について適用し、令和二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して五年を経過する日までに、税務署長に対して、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

第九十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

2
税につき所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書を提出した者及び施行日前に令和三年分又は令和四年分の所得税につき同項第四十四号に規定する決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同項第三十九号に規定する修正申告書の提出又は同項第四十三号に規定する更正があつた場合には、その申告又は更正後の事項)につき新規型コロナ特例法第四条第一項の規定の適用により異動